

合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行等に伴う  
株券上場審査基準等の一部改正新旧対照表

目 次

	( ページ )
1 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表 .....	5
3 . 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 ...	6
4 . 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	9
5 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 .....	11
6 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの 一部改正新旧対照表 .....	13
7 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	17
8 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	18

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) 上場株券又は上場優先出資証券が、その上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がQ - B o a r dの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。)</p> <p>当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券又は優先出資証券を当該合併に際して交付する場合に限る。)</p> <p>(2) 上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) 上場株券又は上場優先出資証券が、その上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がQ - B o a r dの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。)</p> <p>当該合併に係る新設会社又は存続会社</p> <p>(2) 上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会</p>

社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（上場会社が当該行為を行うとともに、Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。） 当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券又は優先出資証券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

（ 3 ） 上場会社（ Q - B o a r dの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第 2 条第 1 2 号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合（上場会社が当該行為を行うとともに、Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。） 当該他の会社（当該会社が発行者である株券又は優先出資証券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（ Q - B o a r d への上場審査基準 ）

第 6 条 （略）

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第 1 号から第 4 号

社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（上場会社が当該行為を行うとともに、Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。） 当該他の会社

（ 3 ） 上場会社（ Q - B o a r dの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第 2 条第 1 2 号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合（上場会社が当該行為を行うとともに、Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。） 当該他の会社

（ Q - B o a r d への上場審査基準 ）

第 6 条 （略）

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第 1 号から第 4 号

までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券が、Q - B o a r dの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合(Q - B o a r dの上場会社が上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。)と新設合併する場合において、Q - B o a r dの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。) 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)

(2) Q - B o a r dの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合(Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。))が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてQ - B o a r dの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。) 当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

(3) Q - B o a r dの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承

までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券が、Q - B o a r dの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合(Q - B o a r dの上場会社が上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。)と新設合併する場合において、Q - B o a r dの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。) 当該合併に係る新設会社又は存続会社

(2) Q - B o a r dの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合(Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。))が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてQ - B o a r dの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。) 当該他の会社

(3) Q - B o a r dの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承

継させようとすることにより株券上場廃止基準第2条の2第4号の規定による同基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がQ - B o a r dの上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合（Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（Q - B o a r dの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合）にあつては、当該行為後の当該他の会社についてQ - B o a r dの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。） 当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

#### 付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

継させようとすることにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がQ - B o a r dの上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合（Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（Q - B o a r dの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合）にあつては、当該行為後の当該他の会社についてQ - B o a r dの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。） 当該他の会社

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 会社が株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場した場合(新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第3項各号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社(同項各号に該当する前においては、<u>審査対象</u>である非上場会社として本所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10)～(19) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年7月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 会社が株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場した場合(当事者がすべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第3項各号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社(同項各号に該当する前においては、<u>当事者</u>である非上場会社として本所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10)～(19) (略)</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) <u>上場会社又は上場会社の子会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)</u>であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。</p> <p>(2) <u>上場会社又は上場会社の子会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)</u>であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>もの</u>であり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>もの</u>であり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p>

(3) 上場会社が他の会社に吸収合併される場合(第1号に該当する場合を除く。)又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者であるものに限る。)であり、かつ、当該合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

(4)～(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)又は当該他の会社の親会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該合併による解散により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 存続会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

(4)～(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。この号、<u>第8項</u>第3号、次条第1項第4号及び同条第6項第3号において以下同じ。)が5単位以上であるとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券が<u>地場銘柄である場合の当該株券</u>(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)株式の分布状況が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに<u>第6条</u>第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</p> <p>6 前1項の規定にかかわらず、有価証券上場規</p>	<p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。この号、<u>第7項</u>第3号、次条第1項第4号及び同条第6項第3号において以下同じ。)が5単位以上であるとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)株式の分布状況が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに<u>第4条</u>第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</p> <p>6 前1項の規定にかかわらず、有価証券上場規</p>

程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券（同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

7～9（略）

（選定の時期）

第4条（略）

2（略）

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定並びに第2項第5号及び第6号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応答日までの間に、第2項第2号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

#### 付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、この改正規定施行の際、制度信用銘柄に選定されていない銘柄（改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月・日以降の日に選定できるものに限る。）に係る制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄に選定されていない銘柄（改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月・日以降の日に選定できるものに限る。）に係る貸借銘柄の選定について適用する。

程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券（同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

7～9（略）

（選定の時期）

第4条（略）

2（略）

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定（事業年度の末日（不動産投資信託証券にあっては、計算期間又は営業期間の末日。以下同じ。）の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（事業年度の末日が休業日に当たるときは事業年度の末日の4日前の日）以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。）並びに第2項第2号、第5号及び第6号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3ヶ月目の月の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第9号bに規定する実質的な存続会社でないと思込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）</u></p> <p>(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 株券上場審査基準第6条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第4号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する実</u></p>	<p>3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p>

質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同基準第2条の2第4号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第4号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第4号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 . 第 5 条 ( 決定事項等に係る通知及び書類の提出 ) 関係</p> <p>( 1 ) ・ ( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 3 ) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ d の 2 ( 略 )</p> <p>d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げる事項</p> <p>次の ( a ) から ( f ) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、( a )、( b )、( d ) 及び ( f ) に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>( a ) ~ ( d ) ( 略 )</p> <p>( e ) <u>他の会社と株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第 7 9 6 条第 3 項の規定の適用を受けるときを除く。)</u></p> <p>当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに</p> <p>( f ) <u>他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合(当該他の会社(非上場会社である場合に限る。))又は当該他の会社の親会社(非上場会社である場合に限る。))の株券について株券上場審査基準第 4 条第 3 項又は第 6 条第 2 項に係る上場申請が行われるときに限る。)</u>又は<u>非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合</u></p>	<p>5 . 第 5 条 ( 決定事項等に係る通知及び書類の提出 ) 関係</p> <p>( 1 ) ・ ( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 3 ) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ d の 2 ( 略 )</p> <p>d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げる事項</p> <p>次の ( a ) から ( f ) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、( a )、( b )、( d ) 及び ( f ) イ に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>( a ) ~ ( d ) ( 略 )</p> <p>( e ) <u>他の上場会社を完全子会社とする株式交換を行うとき</u></p> <p>当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに</p> <p>( f ) <u>非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあつては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第 4 条第 3 項又は第 6 条第 2 項に係る上場申請が行われるときに限る。)</u></p>

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 取締役会決議後遅滞なく

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意する

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。) 作成後直ちに

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 上場会社と共同して株式移転を行うとき

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 取締役会決議後遅滞なく

ロ 前(c)に規定する書面 作成後直ちに

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意す

ものとする。

( a ) ~ ( d ) ( 略 )

( e ) 他の会社と合併する場合(上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。)

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

( f ) 他の会社と合併する場合であって上場会社が当該合併により解散するとき(新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は存続会社の親会社である非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。) 又は非上場会社を吸収合併する場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

eの2 ~ eの5 ( 略 )

eの6 第2条第1項第1号sに掲げる事項

本所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等(以下、この5.において「株券等」という。) の同項に規定する公開買付け(以下、この5.において「公開買付け」という。) により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって本所に上場しているものの公開買付

るものとする。

( a ) ~ ( d ) ( 略 )

( e ) 他の上場会社と合併する場合

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

( f ) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあつては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。) 作成後直ちに

eの2 ~ eの5 ( 略 )

( 新設 )

けを行う場合は、当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

e の 7 第 2 条第 1 項第 1 号 t に掲げる事項

(新設)

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の親会社である場合は、当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

f ~ n (略)

f ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

(4) ~ (7) (略)

付 則

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係            (1)～(8) (略)            (9) 不適当な合併等                a～d (略)                e 第9号bに規定する「<u>審査対象</u>である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社(当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。)、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同項第2号の規定の適用を受ける場合に限る。)又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。)をいう。                f・g (略)            (10)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年7月1日から施行する。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係            (1)～(8) (略)            (9) 不適当な合併等                a～d (略)                e 第9号bに規定する「<u>当事者</u>である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社と合併する場合における当該非上場会社、非上場会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社をいう。                f・g (略)            (10)～(15) (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>6．上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第2項第3号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含むものとする。</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年7月1日から施行する。</p>	<p>6．上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第2項第3号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含むものとする。<u>この場合、当該情報は、上場受益証券にあっては、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第7号様式の「第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容、上場投資証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。</u></p> <p>（3）～（7）（略）</p>